

東京港地区における年末年始の通関業務等取扱いのご案内

※（注）東京港地区：本関・大井出張所の管轄地域

年末年始における通関・保税関係事務を効率的に行うため、以下のとおり取扱うこととしますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

1. 令和7年12月26日(金)までの輸出入通関関係手続について

- ・令和7年12月26日(金)は事務の輻輳が予想されますので、可能な限り早めの申告（輸入にあっては予備申告の活用）をお願いいたします。

2. 令和7年12月27日(土)から令和8年1月4日(日)までの輸出入通關・保税関係手続について

(1) 申告方法について

- ・開庁時間外のため業務部特別通關部門宛に申告する場合には、「申告先種別コード」欄に区分「T」（特別通關貨物）の入力をお願ひいたします。
なお、令和8年1月5日(月)以降に本申告を予定している貨物の予備申告は、業務部特別通關部門宛にはできません。

(2) 収納関係

- ・年末年始に口座振替を利用される方は口座残高不足とならないよう、事前に口座残高の確認をお願い申し上げます。また、BP及び納期限延長に係る担保についても同様に確認をお願いいたします。なお、担保の提供に関する事務は特別通關部門で行えませんので、年末年始前に収納課において手続を行ってください。

- ・マルチペイメントネットワーク（ペイジー、リアルタイム口座振替）を利用する方は、金融機関により利用可能日・時間等が異なりますので事前に確認をお願いいたします。

(3) 令和7年12月27日(土)から令和8年1月4日(日)までの業務部特別通關部門における通關業務等について（郵便物は除く）

- ① 海上貨物及び航空貨物に係る輸出入通關関係業務
- ② 保税運送の承認及び到着確認、コンテナリストの受理
- ③ 搬入事故等が発生した際の連絡受付

業務部特別通關部門

所在地：東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎1階

電話：03-3599-6645

FAX：03-3599-6640

3. 税関長が公示する外国為替相場について

関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場の年末年始における税関長の公示につきましては、税関ホームページに掲載される予定です。

リンク先 <https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/index.htm>

適用期間	税関長が公示する日（予定）
令和7年12月21日～令和7年12月27日	令和7年12月16日
令和7年12月28日～令和8年1月3日	令和7年12月23日
令和8年1月4日～令和8年1月10日	令和7年12月27日

※ 令和8年1月5日（月）における外国為替相場の公示日が令和7年12月27日（土）のため、令和8年1月5日（月）に輸入申告予定の貨物に係る予備申告は、令和7年12月27日（土）以降可能となりますので、ご留意ください。

4. 輸入承認証の有効期間延長申請について

年末年始に既に取得している輸入承認証の期限が到来し、有効期間の延長を必要とする場合には、早めに申請されるようお願いいたします。

（提出先：各官署通関総括部門（輸入他法令担当））

ご不明な点がございましたら、各官署の通関総括部門又は保税部門にお問い合わせください。（令和7年12月26日（金）まで）

通関総括部門、保税部門の連絡先（平日）

本 関	通関総括第5部門（海上）	03-3599-6318
	通関総括第6部門（航空）	03-3599-6313
	保税取締部門	03-3599-6424
大井出張所	通関総括第1部門（輸入）	03-3790-6812
	通関総括第4部門（輸出）	03-3790-6816
	保税部門	03-3790-6853 03-3790-6854